

# 川西小学校いじめ防止基本方針

帯広市立川西小学校

平成26年1月策定

令和2年3月改訂

## 1 いじめ防止等の対策に関する基本的な方針

学校にある児童及び全ての者は、絶対にいじめを行ってはならない。  
～「しない」「させない」「見逃さない」～

【いじめの定義】（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

【基本理念】

いじめは本校でも、またどの児童にもおこりうるものである。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害する。さらに、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を及ぼす恐れがある。

本校では、いじめが行われず、全ての児童が安心して学校生活を送れるように、保護者その他関係者との連携を図り、学校全体で、いじめ防止の対策と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、帯広市教育委員会、地域、保護者、保・中・学童との連携の下、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

## 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

〈構成員〉

校長、教頭、生徒指導部担当、関係学級担任、養護教諭、相談員やSSW

## 〈活 動〉

- ①いじめの未然防止
- ②いじめの早期発見
- ③いじめ事案に対する早期対応

- ・取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
- ・教職員の共通理解と意識啓発
- ・児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- ・発見されたいじめ事案への対応

等

## 〈開 催〉

- 職員会議および生徒指導交流会を定例会とする  
(現状や指導についての情報交換や研修、及び共通行動について話し合う)
- いじめ事案発生時は緊急開催する

## 3 いじめの未然防止に関する取組

「ほめる・認める・励ます」指導を心がけ、自己有用感や自尊感情を高めるとともに、相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。

「特別の教科 道徳」において、命の大切さについて指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないこと」という認識を児童が持つよう教育活動全体を通して指導を行う。

### (1) いじめの防止

- 児童と児童・児童と教職員・児童と保護者、地域の人間的ふれあいを基本とする

#### ①落ち着いた学級風土

- ・自己肯定感・自己有用感が得られる学級づくり、きまりを守る指導 等

#### ②授業時間

- ・学習の決まり(学習常規)の定着
- ・授業づくり(わかる授業・全ての児童が参加・活躍できる授業)
- ・特別の教科 道徳及び学級活動の時間での指導 等

#### ③児童会活動

- ・いじめ防止集会・標語づくり・川西っ子ひびきあい運動・給食交流等

#### ④学校行事

- ・異学年交流・運動会・学習発表会・農園活動等

#### ⑤「道徳の日」の取り組み

- ・毎月19日を友だちと仲良くする心や、自尊感情を育てる日として位置づけ、学級指導や道徳の時間、家庭において道徳について考える日とする。

#### ⑥地域との交流

- ・秋祭り 等

#### ⑦転入生サポート

- ・転入時はもとより、学校に慣れるまで関係教職員で必要なサポートを確認して転入児童を支援する。

- ⑧保護者、地域、保・中・学童との連携
- ・懇談会、学校便り、学年だより等による啓発
  - ・学校評価、関係者評価による意見聴取
  - ・川西中エリアファミリーでの連携（保育所・中学校・学童との情報交流）

## （2）いじめの早期発見

- ①いじめの調査等
- ・児童対象いじめアンケート調査 5月、11、2月
  - ・アセス（学校環境適応感尺度）の活用
- ②教職員による児童観察
- ・日常のささいな変化への気づき、情報の共有、速やかな対応・・・記録の収集
- ③保護者・地域による児童観察
- ・生活に変化はないか
  - ・学校へ連絡していただける信頼関係が基本
- ④いじめ相談電話等、いじめ相談窓口の周知
- ・カードの配布
- ⑤インターネットやブログなど
- ・月2回のネットパトロール
  - ・情報モラル教育の計画的実施

## （3）いじめに対する措置

- ①いじめの事実があると思われるときは、速やかにいじめ防止対策委員会に報告する。
- ②いじめに係わる相談を受けた場合は、速やかにいじめの有無を確認する。
- ③いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者への支援や、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ④必要な場合は、いじめを行った児童を別室で学習させる等、いじめを受けた児童などが安心して教育を受けられるようにする。
- ⑤いじめの事案に係る情報をいじめを受けた児童の保護者やいじめを行った児童の保護者と共有するための措置を行う。
- ⑥いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は、教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

## 4 重大事案への対処

「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合は、次の対処を行う。

※児童生徒や保護者からいじめられていて重大事態に至ったという申立てがあったとき

- ①重大事態が発生した旨を帯広市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置し対応する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための再調査を実施する。
- ④いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤いじめをおこなった児童・保護者に対し、情報を共有し、いじめの非に気づかせる。